

令和5年度北九州市旅行商品造成助成事業 実施要領

当事業は、多くの方に北九州市の魅力を経験してもらうため、旅行商品に本市での宿泊、有料観光施設入場等を組み込む旅行会社に対し、助成金を支給するもの。

1 制度概要

(1)助成金交付対象者

旅行商品を造成、販売する旅行会社で、国内に拠点を置き、旅行業法に基づき観光庁長官又は都道府県知事登録をしている者。

(2)助成条件

以下の条件を全て満たす旅行商品

ア 令和5年7月1日～令和6年2月28日に催行されること

イ 10 名以上が参加する募集型企画旅行または受注型企画旅行であること。ただし、修学旅行は除く。(催行後に参加者が 10 名未満の場合は助成を行わない)

ウ 募集広告、行程表等に「北九州」の文言を含めること。

※ミステリーツアー等は不可

エ 1ー(3)の要件を満たす商品であること。

(3)助成内容

助成プラン		助成額
基本要件	① 宿泊プラン 以下の両方を満たすこと ・市内での宿泊 1 泊以上 ・市内の観光施設への有料入場または昼食 1 か所以上 ※宿泊証明書、立寄証明書を実績報告書に添付すること	2,500 円/人
	② 立寄プラン 市内の観光施設への有料入場または昼食 1 か所以上 ※立寄証明書を実績報告書に添付すること	1,000 円/人
加算要件	① ②のいずれかの基本要件に加え、下記に該当する場合は加算を行う	
	以下に示す夜景観光のうち、いずれかを行程に含めた場合 ・皿倉山 (ケーブルカー及びスロープカー利用) ・夜景観賞クルーズ ・門司港レトロ展望室 ※18 時以降の立寄を対象とする。 ※立寄証明書を実績報告書に添付すること	500 円/人

※同一商品は同一旅行会社の複数事業所(造成部門)から申請することはできない(商品名や出発地等が異なっている場合、旅程が同じであれば同一商品とみなす)。

※不明な点がある場合は事前に問い合わせること。

(4)助成限度額

助成金額は、1事業所(造成部門)あたり、最大 1,000,000 円(1 催行あたり 250,000 円)とする。

2 手続き

(1)助成申請

ア 提出書類

- ・助成金申請書(様式1)
- ・行程表、チラシなど

イ 受付期限

令和6年1月31日(水)まで

※募集開始の1か月前までに提出すること。

※同一商品で複数回催行する場合は、1回の催行ごとに申請を行うこと。

※受付期間中であっても予算の枠を超えた場合は、募集を終了する。

ウ 受付通知

協議会は、申請内容を確認して受付を行い、その旨を申請者に通知する。

(2)中止(変更)申請書

受付通知を受けた旅行商品について、やむを得ず中止する場合または内容に変更が生じた場合は、事前に協議会事務局に連絡の上、速やかに中止(変更)申請書(様式5)を提出すること。

(3)実績報告及び助成金の請求

ア 提出書類

- ・実績報告書(様式2)
- ・宿泊証明書、立寄証明書(様式3)

イ 提出期限

申請した旅行商品の催行完了後 1 か月以内に提出すること。

ウ 確定通知

協議会は、実績報告書類の内容を審査し、交付確定通知書を送付する。

エ 助成金の請求

交付通知書の受領後、請求書(様式4)を提出する。

※請求書は指定様式以外も可。

※振込手数料は申請者負担とする。

(4)その他

- ・国や県が実施するキャンペーン(「新たな福岡の避暑の旅」観光キャンペーン等)との併用は可とする。
- ・北九州市または北九州市に関連する団体が実施する旅行事業者向けの助成制度との併用は不可とする。

3 留意事項

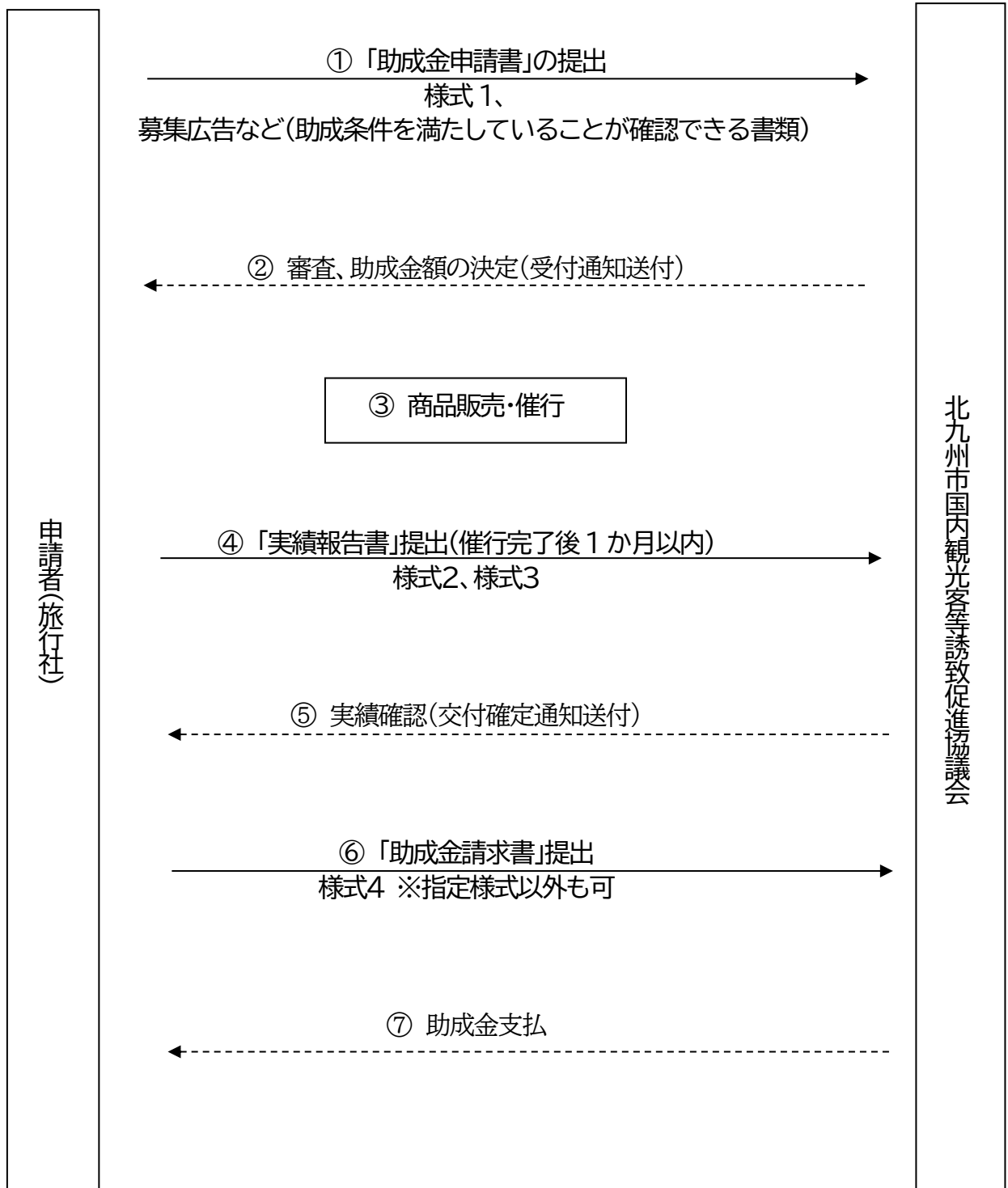
次に掲げる事項のいずれかに該当すると事務局が認めた場合は、助成決定を取り消すものとする。

- ・事業の実施にあたり、不正の行為があったとき
- ・事業の実施が著しく不適当若しくは不誠実であることが明らかなとき
- ・当協議会に対し、不法行為(故意または重大な過失によるものに限る)を行ったとき

付則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

事務フロー図



【問合せ先】

北九州市国内観光客等誘致促進協議会事務局（北九州観光コンベンション協会観光事業部）

担当 野上

Email nogami-h@hello-kitakyushu.or.jp

電話 093-541-4151

Fax 093-541-4139